

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

部 局 名：環境部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>【清掃業務課】</p> <p>(1) 備品等の管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定では、課等で所管する備品については、備品台帳を整理し、適正に管理しなければならないとされ、備品を処分する場合や亡失、き損した場合等は所定の手続をとることとされている。</p> <p>しかしながら、抽出により備品台帳と現品の確認を行ったところ、台帳には登録されているが、現品の確認ができず、備品の処分等の手続が適正に行われていないものが見受けられた。</p> <p>早急に原因を調査のうえ、処分等の事務処理を行うとともに、今後は規則に従い適正な備品管理をされたい。</p>	<p>指摘を受けた備品については、旧中央清掃事業所に配備していたものであり、事業所を取り壊す際に廃棄していましたが、備品台帳の整理等が適正ではありませんでした。</p> <p>今回の指摘を受け、当該備品については物品処分の事務処理を行い、会計管理者宛に通知をいたしました。</p> <p>今後は、規則に従い適正な備品管理に努めてまいります。</p>	

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

部 局 名：農林水産部

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>[生産振興課]</p> <p>(1) 農道等の占用の許可事務について</p> <p>ア 農道等の占用許可事務が適正でないもの</p> <p>大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例の規定では、本市所有の道路（道路法の適用されない道路）やため池等は法定外公共物とされていることから、農道及び農業振興地域内の里道、並びにため池の占用については同条例に基づき占用許可及び占用料の徴収を行う必要がある。</p> <p>しかしながら、農道及び農業振興地域内の里道の占用料については同条例に基づき徴収を行っていたものの、占用の許可については同条例の施行前に制定された大分市農道管理規定に基づき行っていた。</p> <p>また、ため池については大分市公有財産規則に基づき使用許可を行い、大分市行政財産使用料条例に基づき使用料の徴収を行っていた。</p> <p>今後は、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>また、大分市農道管理規定と条例との整合性を図られたい。</p> <p>[公設地方卸売市場]</p> <p>(1) 備品等の管理事務について</p> <p>ア 備品の管理が適正でないもの</p> <p>大分市物品取扱規則の規定では、課等で所管する備品については、備品台帳を整理し、適正に管理しなければならないとされ、備品を処分する場合や亡失、き損した場合等は所定の手続をとることとされている。</p> <p>しかしながら、抽出により備品台帳と現品の確認を行ったところ、台帳には登録されているが、現品の確認ができず、備品の処分等の手続が適正に行われていないものが見受けられた。</p>	<p>ご指摘のありました占用許可事務につきましては、条例に基づき占用許可及び占用料の徴収を行うようにいたしました。今後は、適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、大分市農道管理規定については法制室と協議を重ね、規定と条例との整合を図ります。</p> <p>ご指摘のありました、確認のできない備品につきまして、現品が処分されていたため、処分の手続をいたしました。</p> <p>今後は備品台帳と現品の照合確認を行い、適正な備品管理に努めます。</p>	

早急に原因を調査のうえ、処分等の事務処理を行うとともに、今後は規則に従い適正な備品管理をされたい。

(2) 保証金の管理事務について

ア 保証金を預託させていなかったもの

大分市公設地方卸売市場条例の規定では、卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者その他市場施設の使用の許可を受けた者は、許可や承認を受けた日から起算して1月以内に保証金を市に預託しなければならないとされており、市場施設の許可をした場合には、期限を指定して預託金の請求をする必要がある。

しかしながら、売買参加者その他市場施設の使用を許可した者に対して、保証金を請求せず預託させていないものが見受けられた。

今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。

保証金を預託させていなかったものについて、手続きを完了いたしました。

今後は、適正な事務処理に努めます。

措置状況報告書

監査の名称：令和元年度 定期監査

部 局 名：農業委員会事務局

指摘事項等	措置内容又は措置方針等	備 考
<p>(1) 各種証明手数料の徴収事務について</p> <p>ア手数料の額の算定が適正でないもの</p> <p>大分市手数料条例の規定では、実地調査を要する土地に係る証明手数料について、2筆以上ある場合は筆数に応じて増額することとされている。</p> <p>しかしながら、実地調査を要した土地が2筆以上ある場合においても、1筆分の手数料のみ徴収しているものが見受けられた。</p> <p>今後は、条例に従い適正な事務処理をされたい。</p>	<p>ア徴収不足は令和元年5月15日付けで納付してもらいました。</p> <p>現在は条例に従い適正な事務処理を行っております。</p>	